						福祉	上バス禾	川用申	3込書						
多久	市社会	福祉協	議会会長	様				利用目	申込者				年	月	日
								(団体	本名)						-
								<u>代表</u> 者							_
私	は、裏	面に記	載された	:利用)	こ関す	る要綱	・内規を 		」、下 記	己のと	おり福祉	バスの利	用を目	 I込みま	す。
				1											
利	用	責 信	任 者	住所	ŕ										
小川	Л	貝 1	工 1	氏名	1				電話	番号					
						年	 月	日	()		午前	時		分	
利	用	期	間			+		П			午後	時		分	
, ,	713	,,,				年	月	日	()		午前 午後	時 時		分八	
											十仮	叶		分	
利	用	目	的												
乗	車	人	員					名	運	行 跗	三離				キロ
運	行	経	路												
備			考												
				•			決定	[信							
起案		н			会	長	事務局	長	次 县		課長	係		起案	者
~ <i>(</i>)	年ことに		日 決定											·	
このことについて、決定 却下してよいかお伺いし				決											
ます。				裁 欄											
決裁				INA											
	年	月	日												

(裏面)

多久市社会福祉協議会福祉バスの利用に関する要綱(抜粋)

(利用者負担)

第6条 利用者は運行に要する燃料費及びその他の経費を負担するものとする。

(損害賠償責任)

第7条 福祉バスの利用に関して、利用者がバス本体、備品、その他の設備を毀損滅失したと きは、その損害を賠償しなければならない。

(損害の賠償)

第8条 福祉バス運行中の事故により生じた損害については、本会が加入している保険の範囲 内で補償する。

多久市社会福祉協議会福祉バス利用内規(抜粋)

1 福祉バスの利用時間区分は、次のとおりとする。

利用時間区分
午前8時30分から午後5時00分まで
午前8時30分から午後1時00分まで
午後1時00分から午後5時00分まで

- 2 利用者は、前項の利用時間区分以外の利用については、1時間につき1,000円を負担するものとする。ただし、利用時間が30分を超え1時間未満のときは1時間として計算する。
- 3 利用者は、県外利用のときは、運転手の日当代として2,200円を負担するものとする。
- 4 利用者は、県内・県外利用に関わらず宿泊を伴うときは、運転手の宿泊代実費を負担するものとする。
- 5 利用者は、駐車料金及び有料道路使用料等の実費を負担するものとする。
- 6 利用者は、福祉バス利用後、燃料を補給するものとする。